

(12) 維持会員規程

第 1 条 公益財団法人日本卓球協会（以下「本会」という。）定款第42条で定める維持会員について定める。

第 2 条 維持会員は、特別会員及び賛助会員をもって構成する。

第 3 条 特別会員は、日本卓球公認工業会の会員、又はこれに準ずるものとする。

2 特別会員の入会は理事会の議を経て行う。

3 特別会員は、理事会が定める毎年度の特別会費を納入するものとする。

4 特別会員は、前項の会費を納入しない場合及び特別会員として不適当な事情が生じたときは、理事会の議を経て除名することができる。

5 特別会員は、毎年3月末日までに前3号に定める会費を納入しなければならない。

6 特別会員は、次に掲げる権利を有する。

1) この法人の施行する機関紙及び刊行物の配布を受けること

2) 卓球の技術指導を行うこと

3) この法人の主催する各種大会の招待を受けること

4) 事業報告書、収支計算書及び財産目録の閲覧を求めること

第 4 条 賛助会員は、理事会の議を経て、会長が推薦する。

2 賛助会員は、理事会が定める毎年度の賛助会費（別表）を納入するものとする。

第 5 条 賛助会費の50パーセント以下を法人会計に充てるものとする。

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

別表

種 別	賛助会費
会 費	30,000円
参 与	10,000円